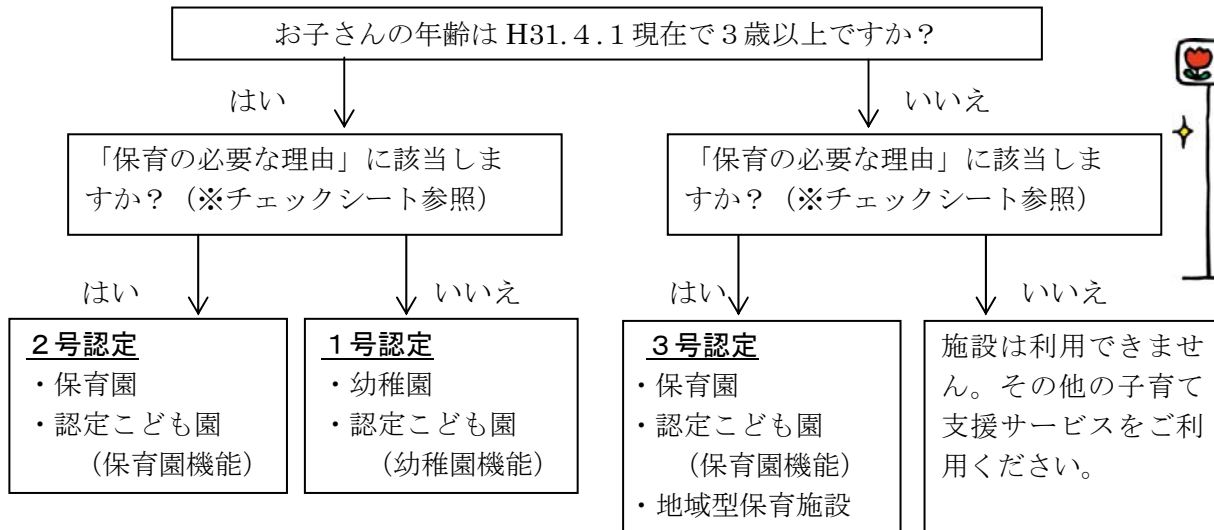


平成 31 年度 保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育施設の入園手続きについて

1 お子さんはどの施設を利用できるか、調べましょう。

○ 保護者の就労状況やお子さんの年齢等により、利用できる施設及び入園手続きが異なります。



<チェックシート>

保育の必要な理由	認定区分	保育の必要な理由	認定区分
☐ 就労（父母ともに 1 2 0 時間以上／月）	標準時間※	☐ 就労（父母いずれかが 4 8 時間以上 1 2 0 時間未満／月）	短時間
☐ 出産前後	標準時間※	☐ 求職活動	短時間
☐ 保護者の傷病・障害	標準時間／短時間 ※症状による	☐ 入園させたい子の弟・妹の育児休業	短時間
☐ 就学	標準時間／短時間 ※就学時間による	☐ 同居者又は親族の介護・看護	標準時間／短時間

※標準時間認定がとれる方は、希望により短時間認定をとることもできます。

保育園と幼稚園ってどう違うの？

<保育園> 0 歳（産休明け）～ 5 歳児（地域型は 0 歳～ 2 歳児）

<地域型> お仕事等の理由で、お家で保育できないお子さんを預かるための“保育”施設です。
ご家庭の状況により保育の必要性の優先順位を審査します。

<幼稚園> 満 3 歳～ 5 歳児

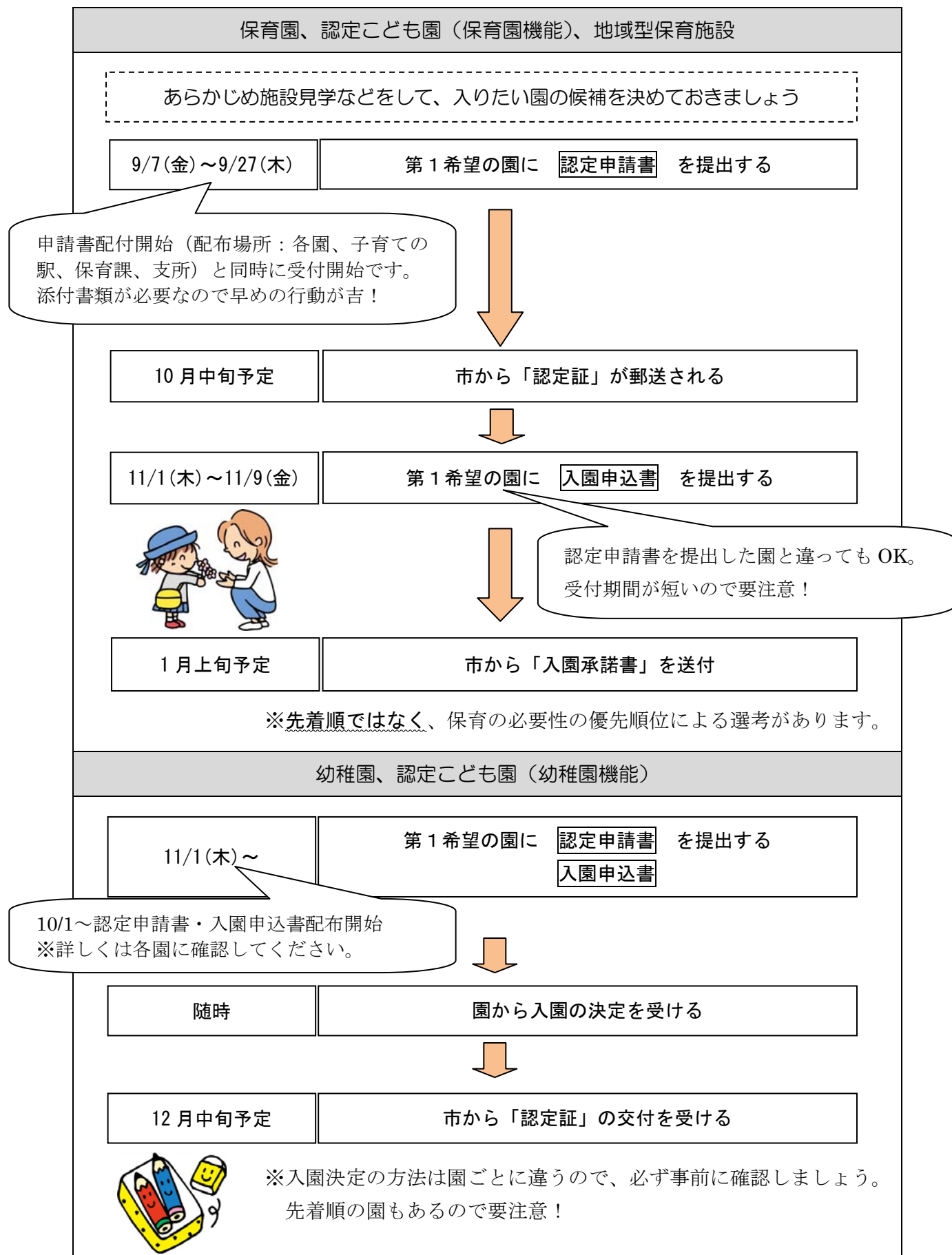
集団生活を通して社会性を身につけたり、就学前の教育を受けるための“教育”施設です。夏休み等の長期休暇があります。

<認定こども園> イメージとしては、保育園と幼稚園が合体した施設です。
保育園児か幼稚園児か選択した上で入園します。



2 支給認定（以下、「認定」と言います）及び入園手続きをしましょう。

《手続きの流れ》



※：新潟大学附属幼稚園、宮内白ゆり幼稚園は、認定不要です。日程も異なるため直接各園にお問い合わせの上、お申込みください。

3 よくある質問

Q1：現在育休中ですが、認定申請書にはどう記載したら良いですか？

A1：平成31年4月時点の状況を申請します。就労確認書に「育児休業取得期間」を記入してください。

なお、育児休業終了日が平成31年5月6日の方（7日から復帰する方）まで平成31年4月1日から「就労」を理由に認定を受けることができます。これ以降に復帰される場合は、復帰される月の1日からの認定を受けてください。（4/1から入園することは出来ません。）

Q2：就労確認書等を提出する際に気を付けることはありますか？

A2：就労確認書等に不備があると審査することができません。以下をよく確認してください。

- ・会社（事業所）の代表者印は押印してあるか
- ・勤務時間（休憩時間や時間外勤務は含みません。）及び就労日数は書かれているか
- ・修正箇所は二重線で消し、会社（事業所）の代表者印が押されているか
（修正テープ等での修正や消えるボールペンが使用されている書類は不備扱いとなりますのでご注意ください。）



Q3：就労時間が月48時間未満ですが、保育園を利用することはできますか？

A3：就労時間が短いため、「就労」とみなすことは出来ません。

その他の子育て支援サービスを利用してください。

Q4：申請書を提出したときと状況が変わった場合はどうしたら良いですか？

A4：速やかに認定申請書を出し直し、変更の手続きをしてください。

Q5：保護者の就労時間が120時間／月を下回る場合、保育標準時間の認定をとれますか？

A5：原則はできません。ただし、以下の①～④にあてはまる場合は特例として認定することが可能です。

- ①1日の就労時間が8時間以上（通勤時間含む）となる就労が常態となる場合
- ②雇用契約書等で定められた勤務時間の都合上、施設の基本保育時間（公立施設は 8:30～16:30）の時間帯を超えて利用せざるを得ない日が13日以上／月となる場合
- ③シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で最も早い就労開始時間と最も遅い就労終了時間の差が8時間以上（通勤時間含む）となる場合
- ④その他、上記に準ずると市が認める理由がある場合

Q6：複数の勤務先がある場合（ダブルワーク）、就労時間はどのように算定されますか？

A6：合算して月の就労時間とします。各勤務先の就労確認書を提出してください。

★ご不明な点は、各園や保育課にお問い合わせください。